

環境物品等の調達の推進を図るための方針について

独立行政法人国立健康・栄養研究所

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号。）第７条第１項の規定に基づき、平成２５年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第３項の規定に基づき、公表する。

環境物品等の調達の推進を図るための方針

I. 特定調達物品等の平成２５年度における調達の目標

平成２５年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（平成２５年２月５日閣議決定以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目毎に判断の基準を満たすもの。）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1. 紙類

調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。

・コピー用紙	・塗工されていない印刷用紙
・フォーム用紙	・塗工されている印刷用紙
・インクジェットカラープリンター用 塗工紙	・トイレットペーパー ・ティッシュペーパー

2. 文具類

調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。

・シャープペンシル	・ＯＡフィルター（枠あり）
・シャープペンシル替芯	・丸刃式紙裁断機
・ボールペン	・カッターナイフ
・マーキングペン	・カッティングマット
・鉛筆	・デスクマット
・スタンプ台	・ＯＨＰフィルム

- | | |
|---------------------------|--------------------|
| ・朱肉 | ・絵筆 |
| ・印章セット | ・絵の具 |
| ・印箱 | ・墨汁 |
| ・公印 | ・のり（液状）（補充用を含む。） |
| ・ゴム印 | ・のり（澱粉のり）（補充用を含む。） |
| ・回転ゴム印 | ・のり（固形） |
| ・定規 | ・のり（テープ） |
| ・トレー | ・ファイル |
| ・消しゴム | ・バインダー |
| ・ステープラー | ・ファイリング用品 |
| ・ステープラー（汎用型以外） | ・マウスパッド |
| ・ステープラー針リムーバー | ・アルバム |
| ・連射クリップ（本体） | ・つづりひも |
| ・事務用修正具（テープ） | ・カードケース |
| ・事務用修正具（液状） | ・事務用封筒（紙製） |
| ・クラフトテープ | ・窓付き封筒（紙製） |
| ・粘着テープ（布粘着） | ・けい紙 |
| ・両面粘着紙テープ | ・起案用紙 |
| ・製本テープ | ・ノート |
| ・ブックスタンド | ・パンチラベル |
| ・ペンスタンド | ・タックラベル |
| ・クリップケース | ・インデックス |
| ・はさみ | ・付箋紙 |
| ・マグネット（玉） | ・付箋フィルム |
| ・マグネット（バー） | ・黒板拭き |
| ・テープカッター | ・ホワイトボード用イレーザー |
| ・パンチ（手動） | ・額縁 |
| ・モルトケース
（紙めくり用スポンジケース） | ・ごみ箱 |
| ・紙めくりクリーム | ・リサイクルボックス |
| ・鉛筆削（手動） | ・缶・ボトルつぶし機（手動） |
| ・OAクリーナー（ウェットタイプ） | ・名札（机上用） |
| ・OAクリーナー（液タイプ） | ・名札（衣服取付型・首下げ型） |
| ・ダストブロワー | ・鍵かけ |
| ・レターケース | ・チョーク |
| ・メディアケース | ・グランド用白線 |
| | ・梱包用バンド |

3. オフィス家具等

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

・ いす	・ コートハンガー
・ 机	・ 傘立て
・ 棚	・ 掲示板
・ 収納用什器（棚以外）	・ 黒板
・ ローパーティション	・ ホワイトボード

4. OA機器

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

・ コピー機	・ シュレッダー
・ 複合機	・ デジタル印刷機
・ 拡張性のあるデジタルコピー機	・ 記録用メディア
・ 電子計算機	・ 一次電池又は小型充電式電池
・ プリンタ	・ 電子式卓上計算機
・ プリンタ／ファクシミリ兼用機	・ トナーカートリッジ
・ ファクシミリ	・ インクカートリッジ
・ スキャナ	・ 掛時計
・ 磁気ディスク装置	・ プロジェクタ
・ ディズプレイ	

5. 移動電話

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

・ 携帯電話	・ PHS
--------	-------

6. 家電製品

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

・ 電気冷蔵庫	・ テレビジョン受信機
・ 電気冷凍庫	・ 電気便座
・ 電気冷凍冷蔵庫	・ 電子レンジ

7. エアコンディショナー等

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

・ エアコンディショナー	・ ストーブ
・ ガスヒートポンプ式冷暖房機	

8. 温水器等

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

- | | |
|---------------|---------|
| ・ヒートポンプ式電気給湯器 | ・石油温水機器 |
| ・ガス温水機器 | ・ガス調理機器 |

9. 照明

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

- | | |
|------------------|-----------|
| ・蛍光灯照明器具 | ・蛍光ランプ |
| ・LED照明器具 | ・電球形状のランプ |
| ・LEDを光源とした内照式表示灯 | |

10. 自動車等

いずれの品目においても、調達の予定はない。

- | | |
|----------------|-------------|
| ・自動車 | ・乗用車用タイヤ |
| ・ETC対応車載器 | ・2サイクルエンジン油 |
| ・カーナビゲーションシステム | |

11. 消火器

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

- | |
|------|
| ・消火器 |
|------|

12. 制服・作業服

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

- | | |
|-----|------|
| ・制服 | ・作業服 |
| ・帽子 | |

13. インテリア・寝装寝具

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

- | | |
|-------------|---------------|
| ・カーテン | ・ニードルパンチカーペット |
| ・布製ブラインド | ・毛布 |
| ・タフテッドカーペット | ・ふとん |
| ・タイルカーペット | ・ベッドフレーム |
| ・織じゅうたん | ・マットレス |

14. 作業手袋

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

- | |
|-------|
| ・作業手袋 |
|-------|

15. その他の繊維製品

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

・集会用テント	・のぼり
・ブルーシート	・幕
・防球ネット	・モップ
・旗	

16. 設備

いずれの品目においても、調達を実施する予定はない。

・太陽光発電システム	・生ゴミ処理機
・太陽熱利用システム	・節水機器
・燃料電池	・日射調整フィルム

17. 災害備蓄用品

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

・毛布	・保存パン
・作業手袋	・乾パン
・テント	・レトルト食品
・ブルーシート	・栄養調整食品
・一次電池	・フリーズドライ食品
・ペットボトル飲料水	・非常用携帯燃料
・缶詰	・携帯発電機
・アルファ化米	

18. 公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置づけられた資材、建設機械、工法及び目的物を使用する場合は、原則として、判断の基準を満足するものを使用するものとする。

19. 役務

省エネルギー診断	調達予定なし。
印刷	調達目標は100%とする。
食堂	調達予定なし。
自動車専用タイヤ更生	調達予定なし。
自動車整備	調達予定なし。
庁舎管理	調達目標は100%とする。
植栽管理	調達予定なし。
清掃	調達目標は100%とする。
機密文書処理	調達目標は100%とする。
害虫防除	調達目標は100%とする。

輸配送	調達目標は100%とする。
旅客輸送	調達目標は100%とする。
蛍光灯機能提供業務	調達予定なし。
庁舎等において営業を行う小売業務	調達予定なし。
クリーニング	調達目標は100%とする。
飲料自動販売機設置	調達予定なし。
引越郵送	調達目標は100%とする。

II. 特定調達物品等以外の平成25年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

特定調達物品等以外の環境物品の選択に当たっては、エコマークやエコリーフなどの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するように努める。

III. その他環境物品等の調達の推進に関する事項

1. 本調達方針は、すべての部署を対象とする。
2. 調達の実績は、各品目毎に取りまとめ公表する。
3. 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
4. 調達する品目に応じて、エコマーク、エコリーフ等の環境ラベルの情報を活用することにより、判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
5. 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、原則として基本方針で定められた自動車を利用するよう働きかける。
6. 本調達方針に基づく相談窓口は、事務部会計課契約管理係とする。